

パソコン（SPC）サービス、パソコンサービスWeb（VALUX）ご利用規定

第1条. パソコン（SPC）サービス、パソコンサービスWeb（VALUX）の取扱

(1) パソコン（SPC）サービス、パソコンサービスWeb（VALUX）（以下「本サービス」という）は、株式会社西日本シティ銀行（以下「当行」という）が定めた本サービスに関する規定（以下「本規定」という）を承諾のうえ申込をした契約（以下「本契約」という）に基づき、申込者（以下「契約者」という）が、その占有管理するパソコンによって次の各号のサービスを依頼する場合に利用できるものとし、また、当行以外の金融機関あての資金集中取引のために利用する場合、および㈱NTTデータが提供する「VALUX」の契約を締結し本サービスを利用する場合も含まれます。

- ① 振込・振替サービス
- ② 通知・照会サービス

(2) 本サービスの取扱については、本規定が適用されます。

第2条. 振込・振替サービス

(1) 取引の内容

振込・振替サービスは、以下のとおりとします。

- ① 契約者は、依頼日当日に、あらかじめ契約者が指定した契約者名義の預金口座（以下「支払指定口座」という）より、指定金額を引落しのうえ、あらかじめ契約者が指定した当行または当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」という）あてに振込通知を発信し、または入金する取引をすることができます。
- ② 契約者は、依頼日の翌営業日以後10営業日以内の銀行営業日で契約者が指定する日（以下「振込指定日」という）に支払指定口座から振込・振替資金を引落しのうえ、入金指定口座あてに振込通知の発信、または入金する取引（以下、「振込予約」という）をすることができます。
- ③ 振込・振替サービスにおける入金指定口座の指定は、あらかじめ契約者が届け出る方式、もしくは都度契約者が指定する方式（以下「都度指定方式」という）により行うことができます。
- ④ 振込・振替サービスにより振込・振替または振込予約を依頼する場合の支払指定口座は、別途定める取引対象口座とします。
- ⑤ 入金指定口座は、別途定める取引対象口座とします。
- ⑥ 入金指定口座への入金は、次の方法で取扱います。
(ア) 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
(イ) 支払指定口座と入金指定口座とが、上記ア以外の場合は、「振込」として取扱います。
- ⑦ 入金指定口座以外への入金（都度指定方式による振込予約の場合）は、すべて「振込」として取扱います。
- ⑧ 1回の振込または振替により入金できる最大の金額は、申込書により指定された振込限度額の範囲内とします。

(2) 本人確認

- ① 振込・振替サービス利用にあたって、当行が受信した加入者番号、暗証番号、発信元の電話番号（「VALUX」の場合は㈱NTTデータから認証済情報として通知されたVALUXの接続ID（以下、「接続ID」といいます））が、当行があらかじめ指定した加入者番号、届出の暗証番号（都度指定振込の場合は確認暗証番号を含みます）および発信者との電話番号（「VALUX」の場合は「接続ID」）と一致した場合には、当行は送信者を契約者とみなします。
- ② 振込・振替サービス利用について届出と異なる暗証番号が当行所定の回数連続して入力された場合、その時点で当行は当該暗証番号等の利用を停止します。振込・振替サービスの利用を再開する場合は、当行に連絡のうえ、所定の申込用紙により新しい暗証番号を届け出てください。
- ③ 届出の暗証番号は契約者の責任において厳正に管理するものとし、第三者へ知られないようにしてください。

(3) 振込・振替または振込予約の受付等

- ① 依頼の内容については、当行が契約者からの送信指示を受信した時点で確定するものとし、当行は依頼の内容が確定した時（ただし、振込予約の場合には振込指定日の当行所定時刻）に、支払指定口座から振込または振込・振替資金、振込手数料等（以下、「振込・振替資金等」という）を引落しのうえ、振込または振替の手続きをいたします。振込・振替または振込予約を依頼する場合には、振込日または振込指定日の前日までに指定金額を支払指定口座に入金してください。
- ② 支払指定口座からの資金引落しは、通帳・カードおよび払戻請求書、当座小切手の提出は不要とします。
- ③ 振込・振替契約は振込・振替資金等を当行が支払指定口座から引落したときに成立するものとし、
- ④ 前号により振込・振替契約が成立したときには、当行は、依頼内容にもとづいて振込通知を発信し、

または振替の処理を行います。ただし、通知預金を支払指定口座とする振替予約の場合には、振替処理時に計算される利息金額および税額は利率変更、税制改正その他の諸般の情勢により、振替予約の依頼時に起算された利息金額および税金額と異なることがあります。

- ⑤ 振込・振替サービスによる1回あたりの振込または振替金額は、当行が定める限度内にかつ契約者があらかじめ指定した金額の範囲内とします。
 - ⑥ 振込・振替サービスの利用時間は、別途定めるサービス利用時間帯とします。
 - ⑦ 以下のア～キに該当する場合、振込・振替サービスの取扱はできません。
 - (ア) 振込・振替資金等が支払指定口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるとき。
 - (イ) 受付（受信）時に、振込金額または振替金額が申込書により指定された振込限度額を超えるとき。
 - (ウ) 支払指定口座が解約されたとき。
 - (エ) 契約者から支払指定口座への支払停止届があり、それに基づき当行が支払指定口座に対し、支払停止の手続きを行ったとき。
 - (オ) 振替取引または当行本支店の預金口座への振込取引において、入金指定口座が解約済などの利用で入金できないとき。
 - (カ) 当行以外の金融機関の国内本支店にある預金口座あて振込の場合に、当該金融機関から相当の事由により返却されたとき。
 - (キ) 支払指定口座が、差押、仮差押または転付命令の対象にある等やむを得ない事情があり、当行が支払いを不適当と認めたとき。
 - ⑧ 前号に該当する場合、予約された振込または振替の取扱はできません。なお、前号の（ア）に該当する場合は、振込日当日に指定金額を入金されても振込または振替は行われません。
 - ⑨ 振込・振替サービスにおいて、入金ができない場合には、振込または振替金額を、当該取引の支払指定口座へ戻入れます。
 - ⑩ 振込または振替予約については、当行所定の方法により振込指定日当日に振込または振替実行の有無を確認してください。
 - ⑪ 振込・振替サービスによる振込または振替の予約を撤回する場合は、振込指定日の前営業日までに契約者のパソコンから当行所定の方法により予約解除の依頼を行ってください。
 - ⑫ 本契約を解除した場合でも、解除前に予約を行った振込または振替取引は、振込指定日に実行され、その振込または振替については本規定が適用されます。
- (4) 振込手数料等
- ① 振込・振替サービスによる振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料（消費税相当額を含む）をお支払いいただきます。振込手数料につきましては、下記ホームページにてご確認ください。
https://www.ncbank.co.jp/kinri_tesuryo/kawase/naikokukawase.html
 - ② 手数料は、当行所定の振替日に預金通帳および払戻請求書、または当座小切手なしで指定預金口座から自動的に引落します。なお、振込手数料等の支払については、申込書により指定された方法で取り扱います。
- (5) 取引内容の確認
- ① 振込・振替サービスを利用した取引後は、すみやかに普通預金通帳（総合口座通帳を含みます）、通知預金通帳への記入または当座勘定照合表等により取引内容を確認してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合、ただちにその旨を取引店に連絡してください。
 - ② 取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当行との間で疑義が生じたときには、当行の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

第3条 通知・照会サービス

- (1) 通知・照会サービスは契約者のパソコンから次の各号の取引を依頼する場合に利用できるものとします。
 - ① 預金残高の照会に対する応答（以下「残高照会」という）
 - ② 振込入金または入出金の明細の照会に対する応答（以下「取引照会」という）
 - ③ 振込入金または入出金の明細の再照会に対する応答（以下「取引再照会」という）
- (2) 取引対象口座
 通知・照会サービスを利用できる口座（以下「照会口座」という）は別途定める取引対象口座とします。
- (3) 本人確認
 - ① 通知・照会サービス利用にあたって、当行が受信した加入者番号、暗証番号が、当行があらかじめ指定した加入者番号、届出の暗証番号と一致したときは、当行は送信者を正当な契約者とみなし、応答します。

- ② 届出の暗証番号は契約者の責任において厳正に管理するものとし、第三者へ知られないようにしてください。
- (4) 利用時間帯
通知・照会サービスの利用時間帯は、別途定めるサービス利用時間帯とします。
- (5) 仕様および取引の処理時刻と応答時刻
当行は、当行所定の仕様（楙NTTデータのANSERシステムの仕様）に基づき使用サービス内容を送信します。なお、当行における取引のコンピュータ処理時刻と、応答時刻との関係上、取引日当日中に応答できない振込入金・入出金の明細が生ずることがあります。この場合の振込入金・入出金の明細については、翌日以降に応答します。
- (6) 振込にかかる訂正依頼があった場合またはその他取引内容に変更があった場合には、当行から応答済の内容について取消または変更する場合がありますので、ご了承ください。

第4条. 手数料

- (1) 本サービス利用にあたり当行所定のサービス手数料、振込にかかる手数料およびその消費税相当額をお支払いいただきます。サービス手数料につきましては、下記ホームページにてご確認ください。
NCB パソコンサービス Web サービス利用料 https://www.ncbank.co.jp/hojin/pc_service_web/
NCB パソコンサービスサービス利用料 https://www.ncbank.co.jp/kinri_tesuryo/kawase/eb.html
- (2) 手数料の支払にあたってはあらかじめ取決められた指定預金口座より自動的に引落すものとします。この場合、預金通帳および払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とします。

第5条. 免責事項

- (1) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により取扱が遅延した場合、処理不能になった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
なお、当行が振込、振替内容確認画面の確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合は、障害回復後に取扱い内容をお取引店にご確認ください。
- (2) 本サービスの取扱の際に、上記第2条(2)または第3条(3)に定める方法にもとづき、送信者を契約者と確認して取扱いましたうえは、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (3) 契約者が本規定に定めた事項に違反して、本サービスを利用した場合そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (4) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由により損害が生じた場合、当行は責任を負いません。
- (5) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により損害が生じた場合、当行は責任を負いません。

第6条. 秘密保持

契約者および当行は、本サービスの利用に伴い知り得た事項については第三者に漏洩しないものとします。本サービスの解約後も同様とします。

第7条. 届出事項の変更等

暗証番号等及び指定口座等届出事項内容に変更がある場合には、当行が別途制定する書面により取引店へ直ちに届出ください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
また、届出事項の変更がなかったために、当行からの通知または送付する書類が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第8条. 規定の変更

- (1) 当行は必要がある場合、契約者の事前の承諾を得ることなく、本規定の内容及び利用方法（当行の所定事項を含みます）を変更することができます。この場合、当行は、当行のホームページ上の「パソコン（SPC）サービス、パソコンサービスWeb（VALUX）ご利用規定」を改定し掲示します。
- (2) 当行は、前項の掲示で指定した日（以下「変更日」という）以降は、変更後の規定により取扱い、変更日以降に契約者が本サービスを利用された場合、変更後の利用規定が適用されますので、契約者は本サービスを利用する際には、ホームページ上の利用規定をご確認のうえご利用ください。
- (3) 契約者は、第1項の利用規定の変更不同意できない場合、本契約を解約することができます。この場合の手続きは、第9条の規定を準用するものとします。

第9条. 解約等

- (1) 本契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。
ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかった（受領の拒否も含みます）ときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 契約者に以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでも契約者に通知することなく、本サービスの利用を一時停止し、または本規定に基づく本契約を解約できるものとします。また、解約は当

行の手続が完了したときにより有効とします。

- ① 支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき、あるいは契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があったとき
 - ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ③ 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき
 - ④ 当行に支払うべき所定の手数料の未払い等が生じたとき
 - ⑤ 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき
 - ⑥ 解約、その他営業活動を休止したとき
 - ⑦ 当行への本規定に基づく届け出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき
 - ⑧ 本規定または本規定に基づく当行所定事項に違反したとき
 - ⑨ その他、前各号に準じ、当行が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき
- (4) 本契約が解約等により終了した場合には、その時までには処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。

第10条 関係規定の準用

- (1) 本規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定等関係する規定により取扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。
- (2) 振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。

第11条 契約期間

本サービスの利用期間は当初申込日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申出のない限り、利用期間満了日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

以上
(2020年4月1日現在)